

2026年4月1日に施行された改正女性活躍推進法により、常時雇用する労働者（以下「常用労働者」という）が101人以上300人以下の企業において、新たに「男女間の賃金差異」および「女性管理職比率」の公表が義務付けされました。

これを受け、当院における男女間の賃金差異の比率を以下のとおり公表いたします。

女性労働者における管理職の割合	男女の賃金差異		
	全職員	常勤職員	非常勤職員
52.60%	75.70%	63.80%	143.10%

※対象期間：令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

※賃金：基本給、各種手当、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当を除く

※非常勤職員：パート、アルバイトが該当

女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

労働者に占める女性労働者の割合	66.3%
係長級にあるものに占める女性労働者の割合	52%

職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

男女別の育児休業取得率	男性：100%	女性 100%
労働者の1月あたりの平均残業時間	2.57時間	
男女の平均勤続年数差異	男性 9.7年	女性 8.8年
	全体 9.2年	